

令和5年度 市立釧路総合病院 看護師・助産師 採用試験案内

試験について	採用時期	令和6年4月1日(既に資格を有する方は、採用時期を早める場合があります。)					
		求人数	若干名				
	受験資格	・昭和43年4月2日以降に生まれた方で、看護師、又は助産師の資格を既に有するか、 令和5年度の国家試験により資格を取得する見込みの方 ・地方公務員法第16条に規定する以下のいずれかに該当する方は、この試験を受験できません。 ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの方 ② 釧路市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ③ 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた方 ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に結成し、またはこれに加入した方					
	申込方法	当院ホームページから「釧路市職員採用試験申込システム」にアクセスし、申込入力					
	申込期間	令和5年9月1日(金)から令和5年9月17日(日)まで					
	試験日	令和5年10月6日(金) ※ 時間は別途通知します。					
	試験会場	市立釧路総合病院	試験科目	小論文、面接			
	可否の通知	試験日から2週間以内に通知します。					
	健康診断	合格者は後日健康診断を行います。					
施設概要など	施設名	市立釧路総合病院	開設年月	明治5年9月			
	開設者	釧路市長 蝦名 大也	管理者	院長 森田 研			
	住所	〒085-0822 北海道釧路市春湖台1番12号					
	電話番号	0154 (41) 6121 (内1112)	FAX番号	0154 (41) 4080			
	ホームページアドレス	http://www.kushiro-cghp.jp/	Eメールアドレス	hp-soumu@city.kushiro.lg.jp			
	診療科 (全31科)	内科 消化器内科 循環器内科 呼吸器内科 緩和ケア内科 小児科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 耳鼻咽喉科 頭頸部外科 眼科 精神科・神経科 麻酔科 救急科 リウマチ科 アレルギー科 放射線治療科・診断科 リハビリテーション科 病理診断科 形成外科 歯科 歯科口腔外科					
	病床数	599床 (一般535床、精神50床、感染症4床、結核10床)					
	職員数	総数1,111名 (会計年度任用職員を含む。) R5年4月1日現在					
	申込・問合先	事務部総務課総務担当 加藤 (住所、電話番号などは上記のとおり。)					
給与について 注)改定されることがあります。	○初任給	180,300 円	3年制短大卒・専門学校卒	※これらは年齢、経験により加算される場合があります。			
		191,700 円	大卒				
	○医療関係業務手当	8,500 円					
	○看護業務等手当	14,300 円	給料号俸により変動。2級33号俸以上は、非該当				
	○看護師等処遇改善手当	12,000 円					
	○夜間看護手当(夜勤)	37,072 円	(手当 7,300 + 超勤手当@328×6h)×月平均4回=37,072円 (大卒の場合)				
	大卒の場合【例】 (他に下記の手当がつきます。)	基本給(大卒)	医療関係業務手当	看護業務等手当	看護師等処遇改善手当	夜間看護手当	合計
		191,700	8,500	14,300	12,000	37,072	263,572
	○その他手当						
	通勤手当	4,700～37,000 円	車の場合(※バスの場合は定期券相当額など)				
	住居手当	最高 28,000 円					
	扶養手当	6,500～10,000 円	1人につき				
	期末勤勉手当(賞与)	年2回 4.4月分					
	寒冷地手当	8,800～23,360 円/月	11～3月に支給				
	このほか、危険手当、待機手当、緊急呼上手当などがあります。						
	○昇給	年1回1月					
	勤務時間	勤務日	外来は月～金が基本、病棟は変則3交替制、人工透析室は月～土で交替制				
		日勤	8時30分～17時00分(休憩時間45分)		このほか、E日勤(変則)、時差勤務、救外日勤・夜勤などがあります。		
		病棟準夜勤	16時00分～22時00分				
		病棟深夜勤	21時30分～9時10分(休憩時間60分)				
休日		週休2日制、土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3) ※交替勤務による振替あり。					
休暇制度など	年次休暇	年20日(繰越最大20日)	夏季休暇	4日			
	病気休暇	年間90日(勤務期間による加算あり)	その他	結婚、忌引、介護、特殊休暇など			
加入保険制度	健康保険・年金	北海道市町村職員共済組合	労災	地方公務員災害補償法			
	雇用保険	地方公務員のため加入なし					
福利厚生など	職員福利厚生会	各種親睦行事、割引助成など					
子育てに関するサポートなど (詳細は、お問い合わせ下さい。)	院内保育所	小学校就学前まで					
	産前・産後休暇	各8週間(多胎の場合は産前14週間、産後8週間(夜勤を伴う変則勤務につく場合は10週間))					
	育児休業	子が3歳に達するまで、仕事を休むことができます。(無給)					
	育児短時間勤務	子が小学校に就学に達するまで、勤務時間を短縮して働くことができます。					
	妊娠障害休暇	つわり等で勤務できないとき	育児時間	1歳未満の子の世話をするためのとき			
	出産休暇	職員の妻の出産に伴う退院や、各種届出等で必要なとき					
	妊産婦通院休暇・母性健康管理休暇	保健指導・健康診査により 医師から指導を受けたとき	子の予防接種等 付き添い休暇	予防接種、1歳6ヶ月健診などの 付き添いのため			
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看病や通院付き添いのため					
	育児参加休暇	職員の妻が出産する(した)場合、小学校就学前の子を養育するため					